

西目屋村雪下ろし命綱固定アンカー等設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅等の雪下ろし作業時の転落事故を未然に防ぐことを目的として、当該住宅等の屋根等に命綱固定アンカー等を設置する工事に要する経費に対し、予算の範囲内において西目屋村雪下ろし命綱固定アンカー等設置補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、西目屋村補助金交付に関する規則(昭和52年規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅等 住宅(店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅にあっては、延べ面積の2分の1以上が住宅の用に供されているものに限る。)及び附属建物をいう。
- (2) 附属建物 車庫、物置その他住宅に附属した建物をいう。
- (3) 克雪住宅 屋根雪を人力で下ろす必要のない住宅をいう。
- (4) 安全対策工事 屋根の雪下ろし時の転落事故を未然に防止するため命綱固定アンカーその他の安全対策設備を設置する工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 西目屋村に住民登録をし、現に居住している者であること。
- (2) 申請時において、申請者及び同一家屋に居住する者が村税等を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員その他、村長が不適当と認める者については、補助対象者としな

(補助対象住宅等)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅等(以下「補助対象住宅等」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 村内に所在していること。
- (2) 補助対象者が自ら居住し、又は所有していること。

2 前項の規定にかかわらず、克雪住宅その他屋根の雪下ろしの安全対策の措置が講じられている住宅等は交付の対象としな

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象住宅等に対する安全対策工事(村内に事業所、支店又は営業所を有する法人又は個人事業者が施工するものに限る。)に要する費用とする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、1件当たり10万円を上限とする。

2 前項の場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象経費に係る工事に着手する前に、西目屋村雪下ろし命綱固定アンカー等設置補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、村長に申請をしなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (2) 補助対象事業に係る実施予定箇所の状況が分かる書類
- (3) 前2号に掲げる書類のほか、村長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 村長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するかどうかを決定し、交付をする場合にあっては西目屋村雪下ろし命綱固定アンカー等設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付をしない場合にあっては西目屋村雪下ろし命綱固定アンカー等設置補助金不交付決定通知書（様式3号）により、申請者に通知しなければならない。

(交付申請の変更)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請の内容を変更しようとするときは、西目屋村雪下ろし命綱固定アンカー等設置補助金変更申請書（様式第4号）により、あらかじめ村長の承認を受けなければならない。

2 村長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、西目屋村雪下ろし命綱固定アンカー等設置補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止)

第10条 補助事業者は、補助金の交付の決定後に命綱固定アンカー等の設置を中止するときは、西目屋村雪下ろし命綱固定アンカー等設置補助金事業中止届（様式第6号）を村長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、命綱固定アンカー等の設置が完了したときは、その日から起算して30日以内の日又は補助金の交付決定後、最初に到達する3月31日のいずれか早い日までに、西目屋村雪下ろし命綱固定アンカー等設置補助金事業実績報告書（様式第7号）に、次の書類を添えて、速やかに村長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 工事着手前及び工事完了後の命綱固定アンカー等の設置個所の写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

(確定通知)

第12条 村長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、西目屋村雪下ろし命綱固定アンカー等設置補助金確定通知書（様式第8号）により当該補助事業者に通知しなければならない。

(補助金交付決定の取消し)

第13条 村長は、補助金の交付決定を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) 交付決定者が第10条に規定する中止届出書を提出したとき。
 - (4) その他村長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。
- (補助金返還)

第14条 村長は、前条第1号、第2号及び第4号の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、当該補助金に相当する金額の全部又は一部について、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。